

3月 6日 事務次官等会議
3月 7日 閣議
3月10日 公布(予定)

平成18年3月
内閣府

「平成十七年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

局地甚激災害について

災害によっては、全国的な観点からみてさほどの被害でなく全国及び都道府県を単位とする本激の指定基準には該当しないものであっても、ある特定の地域においては甚大な被害を及ぼすものがある。このような場合に、特に甚大な被害を受けた市町村に対し激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)を適用し、その財政的救済を図ることとしたものが局地激甚災害制度である。

なお、局地激甚災害では、地域を限定(市町村単位)して激甚災害の指定を行うこととしている。

平成17年における特定地域に係る激甚災害

[]内は平成16年の値

1 本政令で指定される激甚災害数及び該当市町村数

13災害	32市町村(延数)	〔 19災害 128市町村(延数) 112市町村(実数) 〕
	29市町村(実数)	

・災害種別ごとの災害数

豪雨	5災害	融雪	3災害
地滑り	3災害	地震	2災害

2 適用すべき措置ごとの災害数の内訳

(1) 法第2章(第3条及び第4条)関係(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等)

2災害	9市町村(延数)	〔 8災害 53市町村(延数) 49市町村(実数) 〕
	9市町村(実数)	

(2) 法第5条関係(農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)

11災害	23市町村(延数)	〔 14災害 79市町村(延数) 20市町村(実数) 〕
	20市町村(実数)	

(3) 法第24条関係(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)

13災害	32市町村(延数)	〔 19災害 128市町村(延数) 29市町村(実数) 〕
	29市町村(実数)	

指定基準

今回適用する措置に係る局地激甚災害指定基準は以下のとおりである。

激甚法 適用条項	適用措置	指 定 基 準
第 2 章 (第 3 条) (第 4 条)	公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助	当該市町村が負担する 公共施設災害復旧事業 費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 50% (査定事業費が 1 千万円未満のものを除く。) この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算 した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。
第 5 条	農地等の災害復 旧事業等に係る 補助の特別措置	当該市町村が負担する 公共施設災害復旧事業 費等の査定事業額 > 当該市町村の農業所得推 定額 × 10% (災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満で ある場合を除く。
第 24 条	小災害債に係る 元利償還金の基 準財政需要額へ の算入等	第 2 章(第 3 条及び第 4 条)又は第 5 条の措置が適用 される場合。

適用すべき措置の概要

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第 2 章)
公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等 (以下「負担法等」という。) の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。 (70% 84% (全体平均、過去 5 年間の実績))
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第 5 条)
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (以下「暫定法」という。) 等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
(84% 93% (農地、過去 5 年間の実績))
- (3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第 2 4 条)
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

政令第 号

平成十七年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十七年六月二十七日から七月十五日までの間における梅雨前線による豪雨により発生した災害で、新潟県長岡市、徳島県三好郡西祖谷山村、愛	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

<p>媛県上浮穴郡久万高原町及び伊予郡砥部町、福岡県八女郡矢部村、熊本県山鹿市及び阿蘇郡小国町並びに大分県日田市の区域に係るもの</p>	<p>平成十七年九月六日から十一月二十一日までの間の地滑りによる災害で、大分県宇佐市の区域に係るもの</p>	<p>平成十七年一月九日の地震による災害で、新潟県魚沼市の区域に係るもの</p>	<p>平成十七年一月十八日の地震による災害で、新潟県北魚沼郡川口町の区域に係るもの</p>	<p>平成十七年二月五日から五月十五日までの間の融雪による災害で、新潟県栃尾市、魚沼市及び北魚沼郡川口町の区域に係るもの</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
--	--	--	---	--	-------------------------------------

平成十七年二月九日及び同月十日の融雪による災害で、石川県鹿島郡中能登町の区域に係るもの
平成十七年三月二十六日から同月二十九日までの間の融雪による災害で、福島県大沼郡金山町の区域に係るもの
平成十七年五月十九日の地滑りによる災害で、北海道釧路市の区域に係るもの
平成十七年七月二十九日から八月四日までの間の豪雨による災害で、長崎県対馬市の区域に係るもの
平成十七年八月八日から同月十七日までの間の豪雨による災害で、秋田県山本郡山本町、山形県鶴岡市、新潟県佐渡市、北魚沼郡川口町並びに岩船

郡朝日村及び山北町、富山県中新川郡立山町並びに長野県下高井郡野沢温泉村及び下水内郡栄村の区域に係るもの

平成十七年九月九日から同月十一日までの豪雨による災害で、長崎県平戸市、五島市及び南松浦郡新上五島町の区域に係るもの

平成十七年十月五日の地滑りによる災害で、石川県羽咋郡宝達志水町の区域に係るもの

平成十七年十月二十二日及び同月二十三日の豪雨による災害で、兵庫県美方郡新温泉町の区域に係るもの

備考 この表に掲げる区域は、平成十七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。